

# 介護分野における課題について

分類	具体的な課題	関連法等ならびに介護事業名	現行の基準や制度	課題へのポイント	想定できる改善効果
関連する法律等の課題	施設・居住系の設置、総量規制の緩和	老人保健福祉計画・介護保険事業計画	老人保健福祉計画、介護保険計画による設置の総量規制(都道府県の計画と介護保険料への影響)	自由市場原理の導入、市場メカニズムの導入	利用者の選択肢の拡大、コブラ強化と表裏一体
	市場原理、メカニズムの更なる導入 規制緩和		制度ビジネスへの規制緩和、自主基準による市場原理の導入		
	将来に期待でき、安心して働ける職業の確立		全産業平均ベースまでの給与、処遇改善	介護報酬のアップと規制緩和による効率性上昇の効果を処遇改善、給与等に適用	将来も安心な魅力ある職業域の確立
	介護保険制度、公費負担割合の変更	介護保険法	国、都道府県、市町村の公費負担割合50%を超えない	公費負担の比率アップと補助金等の導入	一号、二号被保険者の負担率、介護保険料の上昇削減
	労働者派遣法の契約期間、抵触期限に関する緩和	労働者派遣法(第40条2の見直し)	介護分野への労働者派遣は1年または一定条件で3年の期限	指定業種の変更、または緩和(看護師・介護従事者等)	介護労働市場の選択肢拡大と雇用の安定、定着化促進
	配偶者控除103万円の拡大、または特区的処置	所得税法	収入限度による就業時間の制限	全産業、所得税法に関連するため特別な配慮、工夫が必要	従事者のニーズマッチング、雇用促進、定着化
	介護事業車両の駐車許可、道路使用許可の全国一定化	道路交通法、道路使用許可	訪問診療、訪問看護車両のみ駐車許可可能で訪問入浴車両は道路使用許可のみ	警察署別の基準や指導のバラつきを標準化、統一化により効率的な運用となる	
	産休、病気などの休職による復職体系の設立		産休や病気など、やむを得ない事由により休職した場合、一定期間における人員基準緩和を設ける事により復職の場を確保する	一定期間の基準緩和期間内でのサービスの質の低下を軽減する施策構築	実務経験者などの復職により人材の活性化だけではなく、サービスの質の向上にも繋がる
	EPAにより来日した外国人看護師・介護福祉士の受入施設要件緩和	経済連携協定(EPA)	現状では、民間事業者は実質的に排除されている(老健や特養、障害児施設等のみ)	事業者の質を一定レベルで担保したうえで民間へ開放	制度自体が活性化し、受入側の枠が増える 現場の人手不足解消
介護保険法ならびに指定基準等の緩和	制度、システムの簡素化、効率化の推進、規制緩和	介護保険法	法改正と3度の報酬改定で極めて複雑化		広く国民の理解の促進と制度の持続安定化が図れる
	介護認定制度の7段階の簡素化または撤廃	介護保険法	7段階の介護認定⇒3段階 または撤廃によるケアプラン重視型への変更		事業の簡素化、効率化推進が可能
	介護認定、支給限度額の変更または緩和、廃止	介護保険法	利用金額限度制限によるサービス利用の制限や利用控え		必要に利用者に必要なサービスの提供が可能。独居、高齢者のみ世帯でも在宅生活が可能となる
	報酬改正による加算取得による利用者一割負担額の増加(介護報酬外の支給による負担増加の影響緩和)	介護保険法	自己負担増加によるサービス利用抑制、将来への不安		サービス利用の推進が図られ適切な制度運用となる
	報酬改正による各種の評価加算点数、本報酬への算入、簡素化	介護保険法	制度の複雑化による理解不足、利用率の低下		事務量の簡素化が図られる
	加算減算を無くしたシンプルな制度設計	介護保険法			事務量の簡素化が図られる
	監査・指導基準などの統一化	介護保険法	介護保険事業者への監査・指導基準が都道府県により異なる事により、対応や改善方法にコストがかかるだけではなく、サービスの質も一元化できない	介護保険法の都道府県申請・管轄制の変更もしくは調整が必要	統一した監査対応が行え、コスト軽減が図れる。サービスの質の一定化。
	内部講師対応における実務経験年数算定、S責の講師対応の緩和		内部講師は実務経験年数として算定されない。S責の内部講師登用は原則として禁止	直接的な介護従事者ではないが、講師対応を実務経験として算定できるかの検討、S責不在時のサービス管理とサービスの質の低下を防止	介護従事者の人材確保・拡大
	介護従事者の資格制度 介護福祉士へのキャリアパス 基礎研修制度の見直し	介護福祉士法			介護労働市場の活性化と安定化が可能
	身体・生活の2区分報酬単価の撤廃	訪問介護事業			事業の簡素化、効率化推進が可能
	サービス提供責任者の配置基準の緩和、適正報酬の導入	訪問介護事業	450時間、ヘルパー10人/1人の配置基準、サービスの質の担保と基準緩和	緩和による実証検証が必要	事業の簡素化、効率化推進が可能
	訪問介護サービスのサテライト方式の導入	訪問介護事業			事業の簡素化、効率化推進が可能
	事業管理者の配置基準、兼務範囲の緩和	訪問介護事業	同一敷地内のみ許可		事業の簡素化、効率化推進が可能
	ケアマネの保有プラン数39件の制限と報酬通減制の撤廃	居宅介護支援事業	40件、60件にて報酬単価がダウン	個人の技量、チームによる効率化等の柔軟な対応	事業の簡素化、効率化推進が可能
	モニタリングの毎月次実施を状況による3ヶ月次程度への緩和	居宅介護支援事業	慢性疾患や症状安定期についての定期訪問期間の緩和		事業の簡素化、効率化推進が可能
	生活相談員の他業務の兼務への緩和	通所介護事業			事業の簡素化、効率化推進が可能
	看護師の配置基準の緩和、撤廃	通所介護事業			事業の簡素化、効率化推進が可能

全体提言のポイント： 規制緩和や制度の簡素化により事業の生産性向上、効率化を図り、それらによって生まれる原資を従事者の処遇改善に適用することが目的である。  
 そのための事業者による自主基準設定、ガイドラインの設定やPDCAサイクル適用、業務の標準化、従事者の適正な評価制度等も併せて実施することが必要である。  
 効率化のみならず、サービスの質の確保、向上も併せて目指すことができるように評価基準、標準化と併せて研修制度の確立も実施することとなる。